様式第５号の１５（第４条の８関係）
様式第３２号（第２８条関係）
様式第２号（第７条第３項関係）

豊障発第号
令和8年4月　日

高額障がい児通所
高額障がい福祉サービス等　支給（不支給）決定通知書
高額地域生活支援事業

様

豊田市長　太田　稔彦

先に申請のありました高額障がい児通所・高額障がい福祉サービス等・高額地域生活支援事業給付費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

申請者氏名		受給者証番号		
支給決定に係る児童氏名		決定年月日		
支給	■する　□しない	不支給の理由		
振込先	金融機関			
	口座種目		口座番号	
	口座名義人			

支給金額（円）

	令和７年９月						計
高額障がい児通所給付費							
高額障がい福祉サービス等給付費							
高額地域生活支援事業給付費							
計							

教示

1　この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、高額障がい児通所給付費及び高額障がい福祉サービス等給付費は愛知県知事に対して、高額地域生活支援事業給付費は豊田市長に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、高額障がい児通所給付費及び高額障がい福祉サービス等給付費は愛知県知事に対して、高額地域生活支援事業給付費は豊田市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

2　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に豊田市を被告として(訴訟において豊田市を代表する者は豊田市長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。

(1)　審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。